



氏名	土屋 智恵子 (ツチヤ チエコ)
事務所	坂井・三村・相澤法律事務所
住所	〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス4階
電話	03-6721-3156
FAX	03-6721-3112

主な経歴

平成5年慶應義塾大学法学部卒業後、4年半シティバンク、エヌ・エイに勤務。
その後弁護士を志し、平成13年弁護士登録。
平成17年ニューヨーク大学ロースクール修了(LL.M.)、平成17～18年ハーバード大学
ロースクール客員研究員。この時、教授のリサーチアシスタントとして、日本企業の投資仲裁
に対する態度を研究したことがADR(裁判外紛争解決手続)との出会いでした。
平成18年ニューヨーク州弁護士登録。育休後、平成19年坂井・三村・相澤法律事務所に復帰
平成21年～紛争解決センター運営委員会委員

自己紹介

通常担当する案件としては、海外に関連する倒産、労働、家事事件を扱うことが多く、
関連して訴訟を担当することも少なくありません。
しかし、訴訟は時間・労力・コストがかかる上に、当事者の方の受けれるストレスも大きいことを実
おり、紛争の早期終了や真の問題点の解決という観点から考えると、当事者の方の利益のた
適切な第三者が間に入った上で、当事者で話し合いを行うあっせん・調停手続の方が
訴訟より優れている場合も多いと感じています。

あっせん人・仲裁人としてのコメント

通常の事件でも、いつも当事者の方のお話をよく聞くことを心がけています。
あっせん手続においても、それぞれの当事者の方のお話をよく伺った上、何がその方にとって
一番の問題なのか、どうしたらそれを解決できるのかを、中立の立場から一緒に考えて、
紛争解決のお手伝いをしたいと思っております。

経験ある分野・担当可能な分野

倒産、会社法、労働(使)、相続、親族、金融、借地借家、不動産取引